

**-1 確認申請等手数料（県・熊本市・八代市・天草市）**

**1 申請手数料**

確認申請（計画通知）手数料、完了検査申請手数料、中間検査申請（特定工程終了通知）手数料は以下のとおりです。

この他、建築基準法第6条の3第1項ただし書きの審査を行う場合は、別途、床面積に応じた手数料が加算されることとなります。詳しくは各特定行政庁へお問い合わせください。

表 -1 確認申請（計画通知）手数料

[ H20.6.1 ~ ]

床面積の合計	手数料
30 m <sup>2</sup> 以内	7,000 円
30 m <sup>2</sup> 超 100 m <sup>2</sup> 以内	13,000 円
100 m <sup>2</sup> 超 200 m <sup>2</sup> 以内	20,000 円
200 m <sup>2</sup> 超 500 m <sup>2</sup> 以内	28,000 円
500 m <sup>2</sup> 超 1,000 m <sup>2</sup> 以内	48,000 円
1,000 m <sup>2</sup> 超 2,000 m <sup>2</sup> 以内	71,000 円
2,000 m <sup>2</sup> 超 10,000 m <sup>2</sup> 以内	207,000 円
10,000 m <sup>2</sup> 超 50,000 m <sup>2</sup> 以内	311,000 円
50,000 m <sup>2</sup> 超	531,000 円

備考 表 -1 の床面積の合計は、次表の左欄の区分に応じ、右欄に定める面積について算定する。

1 建築物を建築する場合(次の2~6号に掲げる場合を除く。)	・当該建築に係る部分の床面積
2 確認済証の交付を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合（移転する場合を除く。）で、当該計画の変更に係る直前の確認済証の交付を建築主事から受けている場合	・当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）
3 確認済証の交付を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合（移転する場合を除く。）で、当該計画の変更に係る直前の確認済証の交付を指定確認検査機関から受けている場合	・当該計画の変更に係る部分の床面積（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）
4 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合（5号に掲げる場合を除く。）	・当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1
5 確認済証の交付を受けた建築物の計画を変更して建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合	・当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1
6 既存の建築物に構造耐力規定（建築基準法第20条の規定をいう。）の遡及適用があり、当該確認を受ける際の構造耐力規定により確認を要する増築等で既存部分の構造計算書の審査を要する場合	・当該確認申請又は計画通知における増築等に係る建築物の床面積の合計と、当該遡及適用される建築物の部分の床面積を合計した面積

表 -2 構造計算適合性判定手数料

構造計算適合性判定に係る面積	限界耐力計算等以外		限界耐力計算等	
	(a)再計算	(b)再計算以外	(a)再計算	(b)再計算以外
200 m <sup>2</sup> 以内	72,000 円	77,000 円	147,000 円	214,000 円
200 m <sup>2</sup> 超 1,000 m <sup>2</sup> 以内	116,000 円	153,000 円		
1,000 m <sup>2</sup> 超 2,000 m <sup>2</sup> 以内	139,000 円	200,000 円	183,000 円	286,000 円
2,000 m <sup>2</sup> 超 10,000 m <sup>2</sup> 以内	152,000 円	228,000 円	201,000 円	327,000 円
10,000 m <sup>2</sup> 超 50,000 m <sup>2</sup> 以内	255,000 円	435,000 円	255,000 円	435,000 円
50,000 m <sup>2</sup> 超	436,000 円	800,000 円	436,000 円	800,000 円

備考 ・大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをする場合で、主たる架構を構成する部材の変更を伴わない部分的な構造計算について判定を行うときは、は 200 m<sup>2</sup>以内の区分、は 1,000 m<sup>2</sup>以内の区分の額を当該構造計算適合性判定の額とする。

- ・一の確認申請又は計画通知に構造計算適合性判定を要する建築物が 2 以上ある場合は、それぞれの区分に応じた額の合計額を当該構造計算適合性判定の額とする。
- ・一の確認申請又は計画通知に構造計算適合性判定を要する建築物の部分（建築基準法第 20 条第 2 項の規定により別の建築物と見なされる一の建築物の部分をいう。）が 2 以上ある場合は、それぞれの区分に応じた額の合計額を当該構造計算適合性判定の額とする。

本表は熊本県知事が構造計算適合性判定を行う場合の手数料を記載したものの。

表 -3 建築物の完了検査申請又は完了通知手数料 / 中間検査申請又は特定工程終了通知手数料 [ H20.6.1 ~ ]

床面積の合計	完了検査申請又は完了通知手数料		中間検査申請又は特定工程終了通知手数料
	(a)中間検査なし	(b)中間検査あり	
30 m <sup>2</sup> 以内	14,000 円	13,000 円	13,000 円
30 m <sup>2</sup> 超 100 m <sup>2</sup> 以内	17,000 円	16,000 円	16,000 円
100 m <sup>2</sup> 超 200 m <sup>2</sup> 以内	23,000 円	22,000 円	22,000 円
200 m <sup>2</sup> 超 500 m <sup>2</sup> 以内	32,000 円	30,000 円	28,000 円
500 m <sup>2</sup> 超 1,000 m <sup>2</sup> 以内	53,000 円	52,000 円	49,000 円
1,000 m <sup>2</sup> 超 2,000 m <sup>2</sup> 以内	74,000 円	69,000 円	66,000 円
2,000 m <sup>2</sup> 超 10,000 m <sup>2</sup> 以内	178,000 円	161,000 円	147,000 円
10,000 m <sup>2</sup> 超 50,000 m <sup>2</sup> 以内	260,000 円	252,000 円	222,000 円
50,000 m <sup>2</sup> 超	455,000 円	445,000 円	407,000 円

備考 床面積の合計は、建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあつては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあつては、当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の 2 分の 1 について算定する。

表 -4 工作物・建築設備の確認申請又は計画通知手数料 / 完了検査申請又は完了通知手数料

[ H20.6.1 ~ ]

手数料の種類	工作物	建築設備
確認申請又は計画通知手数料	11,000 円	11,000 円
変更確認申請又は変更計画通知手数料	6,000 円	7,000 円
完了検査申請又は完了検査通知手数料	12,000 円	16,000 円

手数料算定に係る Q & A

Q1 木造住宅等の壁量計算書（施行令第 46 条）は、表 -2 の備考第 6 号の「構造計算書」に該当するの？
A1 該当しない。

2 バリアフリー法認定、耐震改修促進法認定の扱い（県・熊本市・八代市・天草市）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）第 17 条に基づく認定において申請者からの申し出により所管行政庁が計画通知を行う場合、又は建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）第 17 条に基づく認定を受ける場合については、構造計算適合性判定は不要となっています。それぞれの認定申請を受け付けた所管行政庁（又は所管行政庁からの計画通知を受けた建築主事）が構造計算適合性判定同等の審査を行うという位置づけとなっていますが、所管行政庁（又は所管行政庁からの計画通知を受けた建築主事）が任意で構造計算適合性判定を求めることがあります。

3 手数料減免規定に関する措置（県） 県以外の扱いは、各特定行政庁にお問い合わせください。

公共工事の実施や災害等に伴う建築確認申請手数料の減免については、表 -6 のとおりです。

表 -6 熊本県建築基準法施行細則第 2 条の規定による手数料減免

	内容	減免対象手数料		減免の額	
1	公共工事に伴う同一敷地内の増改築・移転等	確認申請手数料 <sup>1</sup>	半額	1 計画通知関係も含む。 2 災害の発生した日から 6 ヶ月以内建築する目的で建築確認申請手数料の減免を受けた建築物は、6 ヶ月以降に工事が完了した場合であっても、完了検査及び中間検査申請手数料は減免対象となります。	
		完了検査申請手数料 <sup>1</sup>	半額		
		中間検査申請手数料 <sup>1</sup>	半額		
2	災害による滅失・破損から 6 月以内の建築等	確認申請手数料 <sup>1</sup>	免除		
		完了検査申請手数料 <sup>1</sup>	免除 <sup>2</sup>		
		中間検査申請手数料 <sup>1</sup>	免除 <sup>2</sup>		
3	農業用温室(500 m <sup>2</sup> 超)	確認申請手数料 <sup>1</sup>	半額		
		完了検査申請手数料 <sup>1</sup>	半額		
		中間検査申請手数料 <sup>1</sup>	半額		

【添付図書】免除の事由に該当することを証する書面の添付が必要です。

## 熊本県計画変更床面積算定準則

第1 熊本県手数料条例別表第9備考第2項の計画の変更に係る部分の床面積は次のとおりとする。

- 1 次の各号に掲げる変更に応じて、それぞれ当該各号に掲げる面積を変更に係る部分の床面積として算定する。
  - 一 敷地に接する道路の幅員、敷地が道路に接する部分の長さ、敷地面積、敷地境界線又は敷地内における建築物の位置の変更 申請に係る建築物の建築面積
  - 二 建築面積の変更 変更される建築面積
  - 三 高さ又は階数の変更 高さを変更される部分の床面積又は変更される階の床面積
  - 四 床の変更 変更される部分の床面積
  - 五 階段の変更 変更される部分の水平投影面積
  - 六 柱、はり又はけたの変更 当該変更に係る柱、はり又はけたが荷重を負担する部分の床面積（変更前と変更後で荷重を負担する部分の床面積が異なる場合 には、その大きい方の面積を変更する部分の床面積とする（次号において同じ。）。）
  - 七 壁の変更 当該壁のある室の床面積に当該室の壁全体の長さに占める変更される壁の長さの割合を乗じた面積
  - 八 屋根、軒、軒裏、ひさし又は天井の変更 変更される部分の水平投影面積
  - 九 開口部の変更 変更される開口部の面積
  - 十 土台、基礎又は基礎ぐいの変更 土台、布基礎又はこれに類する基礎にあっては壁に、その他の基礎又は基礎ぐいには柱に準じて算出された面積
  - 十一 小屋組の変更 変更される小屋組に囲まれる部分の水平投影面積
  - 十二 斜材 変更される部分の水平投影面積。ただし、当該斜材が壁に含まれる場合にあっては壁の変更として算出した面積とする。
  - 十三 建築設備(建築基準法第87条の2第1項に該当するものを除く。)の変更 変更される建築設備の水平投影面積。ただし、防煙壁の変更にあっては、当該防煙壁のある防煙区画部分の床面積に当該防煙区画部分の壁全体の長さに占める変更される防煙壁の長さの割合を乗じた面積
- 2 前項各号に掲げる変更以外のもの（当該建築物の計画に前項各号に掲げる変更が含まれる場合を除く。）にあっては、30平方メートル以下であるものとして取り扱うものとする。

第2 第1の規定により算定した変更に係る部分の床面積の合計が変更前の計画の床面積の合計を超え  
る場合にあっては、変更前の計画の床面積の合計を上限とする。